

計 画 書

阪神間都市計画用途地域の変更（尼崎市決定）

都市計画用途地域を次のように変更する。

種 類	面 積	建築物の容積率	建築物の建ぺい率	外壁の後退距離の限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の高さの限度	備考
第一種低層住居 専用地域	約 88ha	15 / 10 以下	6 / 10 以下			10m	1.9%
第一種中高層住 居専用地域	約 1,183ha	20 / 10 以下	6 / 10 以下				25.5%
第二種中高層住 居専用地域	約 284ha	20 / 10 以下	6 / 10 以下				6.1%
第一種住居地域	約 877ha	20 / 10 以下	6 / 10 以下				18.9%
第二種住居地域	約 153ha	20 / 10 以下	6 / 10 以下				
	約 10ha	30 / 10 以下	6 / 10 以下				
小 計	約 163ha						3.5%
準住居地域	約 116ha	20 / 10 以下	6 / 10 以下				2.5%
近隣商業地域	約 3ha	20 / 10 以下	8 / 10 以下				
	約 135ha	30 / 10 以下	8 / 10 以下				
	約 49ha	40 / 10 以下	8 / 10 以下				
小 計	約 187ha						4.0%
商業地域	約 18ha	40 / 10 以下					
	約 10ha	50 / 10 以下					
	約 59ha	60 / 10 以下					
小 計	約 87ha						1.9%
準工業地域	約 398ha	20 / 10 以下	6 / 10 以下				8.6%
工業地域	約 545ha	20 / 10 以下	6 / 10 以下				11.7%
工業専用地域	約 713ha	20 / 10 以下	6 / 10 以下				15.4%
合 計	約 4,641ha						100%

理 由 別添理由書のとおり

理 由 書

土地利用の動向及び都市施設整備の進捗等を踏まえ、良好な市街地形成と都市の健全かつ合理的な土地利用の実現を推進させるため、本計画のとおり用途地域を変更するものである。

阪神間都市計画用途地域の変更(尼崎市決定)

計画図



潮江5丁目地区

変更区域

1:2,500



阪神間都市計画用途地域の変更(尼崎市決定)

計画図



長洲西通2丁目地区

変更区域 1:2,500



阪神間都市計画用途地域の変更(尼崎市決定)

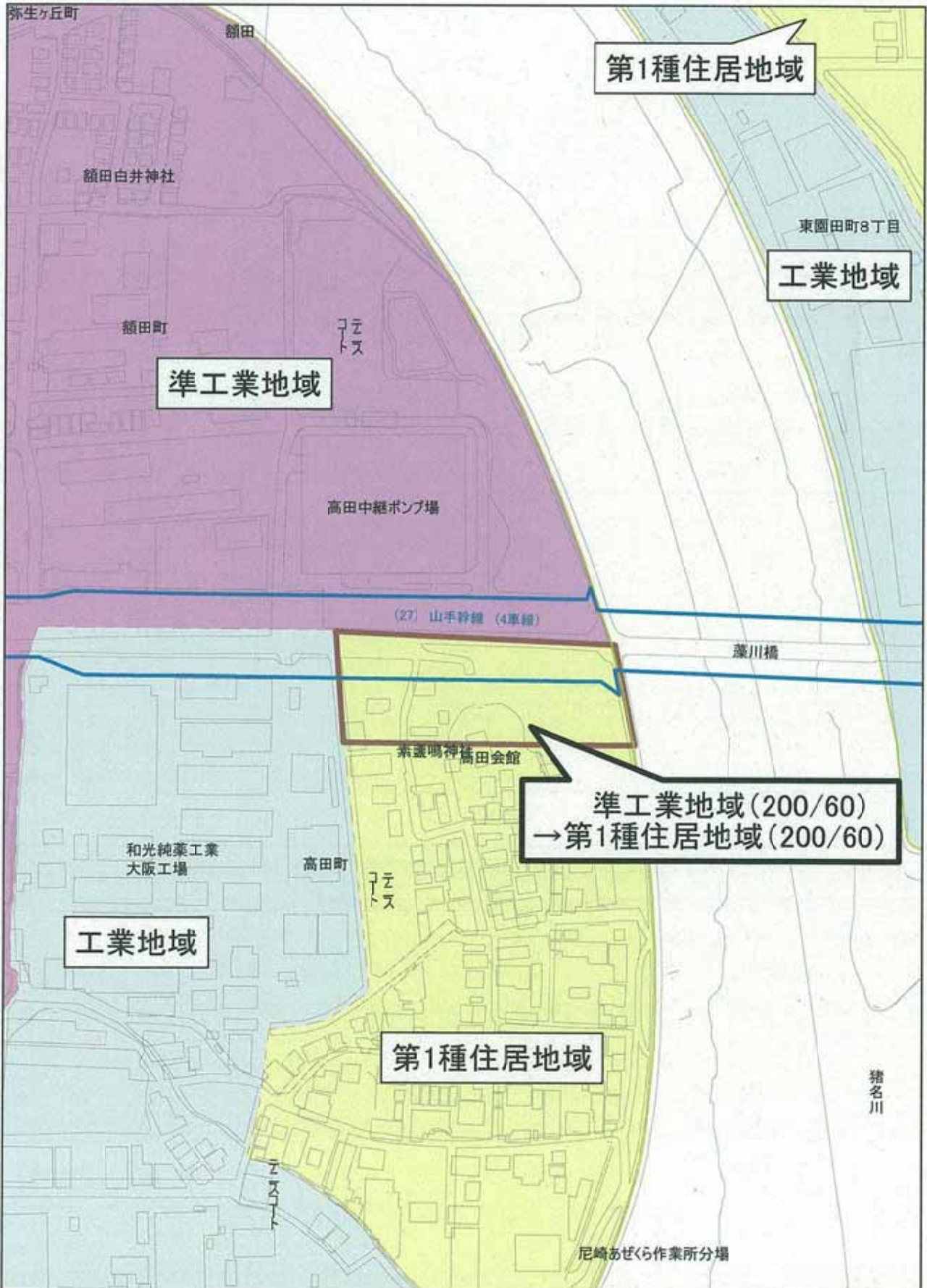
計画図



1:2,500

高田町地区

 変更区域



第1種住居地域

工業地域

準工業地域

準工業地域(200/60)
→ 第1種住居地域(200/60)

工業地域

第1種住居地域

阪神間都市計画用途地域の変更(尼崎市決定)

計画図



1:2,500

蓬川町地区

 変更区域

